

第二回都市美分科会  
会議録

令和7年3月13日

尼崎市都市計画審議会都市美分科会

1 日時

令和7年3月13日(木)午後2時から午後3時30分まで

2 場所

尼崎市役所本庁舎北館4階 4-1会議室

3 出席委員及び欠席委員

出席委員

会長 増岡 亮

委員 上崎 哉

岡田 昌彰

岡本 浩一

車 薫

長村 和美

藤本 英子 (web 参加) 以上7名

欠席委員

委員 上田 萌子

大平 和弘

4 事務局

都市戦略推進担当部長 藤川 浩志

都市計画部長 樋上 喜宏

都市戦略推進担当課長 渋谷 俊典

都市計画課長 赤松 建吾

開発指導課長 鄭 英柱

開発指導課係長 入江 俊弘

開発指導課係長 前田 昌哉

開発指導課技手 岡本 咲弥花

5 傍聴者

なし

6 分科会の経過

(1) 分科会開会

事務局より開会宣言

事務局より会開時の出席委員は6名であり、所定の定足数に達している旨の報告

(2) 会長より会議録確認委員の指名（被指名者：岡田委員、長村委員）

(3) 都市戦略推進担当部長から会長へ諮問

(4) 議事

尼崎市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置等の許可の特例に係る基準の策定について

事務局より、概要の説明及び欠席委員の意見の紹介

（発言等の要旨）

委員：相互距離の基準について、「同時に視認することができない位置に設置する」とあるが、視点の定義が曖昧で、この基準を運用して広告物を判断する際に、担当者の主観に左右されないか。高架は当然連続性がある形状であり、広告物を設置可能な橋脚が一定間隔ごとに並ぶことが想定され、「同時に視認することができるかどうか」は視点と広告物の距離、角度によってと変わると考えられるため、判断基準は事前に決めておく必要があると考える。

事務局：この特例基準を使う物件はそこまで件数が多いものではないと考えており、審査においては1件ごとに現地確認をした上での許可となると考えている。高架は近接する道路、交差点、公園等の空き地の有無や形状が様々であり、多様な立地状況が想定され、「どの地点から見た時も同時に視認することができないように」という本来の趣旨を守るため、実際の審査の際には現地確認をすることをふまえたうえでこの形としている。

通常の屋外広告物の申請の際、例えば巨大な平置き駐車場を備えた店舗の場合、駐車場部分に設置された広告物は、それが公衆に表示されている、つまり道路側から視認できるものは申請対象となるが、道路から視認できないような距離・角度となるものは申請対象とならない。広告物のサイズ感にもよるが、設置の箇所が道路から30メートル以上奥まっているかを目安としており、審査の際は同様の観点で考えることとなる。

委員：設計上傾斜がついてる部分は橋脚に該当せず、広告物の設置ができないという意図だと理解したが、その橋脚の定義はきちんと表現されているのか。

事務局：基準を条例のように文書化したものを作成し、それを対外的に公表する告示をもってこの基準の公開となる。その際、ご指摘の通り、「橋脚」の定義をもう少し厳密にする必要は感じており、今後、法制課と詳細に調整のうえ、道路から垂直で立ち上がっている部分のみを対象とする形で規定したいと考えている。

会長：商業系以外の地域では設置高さ3メートル以下との基準だが、高架と別構造の建物部分に設置する場合は、広告物が3メートル越えの位置に設置されても基準上問題ないのか。

事務局：禁止物件の指定は「高架の構造体」であり、建物部分はこれに該当しないこと

から現行の規定でも、通常の基準内で設置する分には基準上問題はない。

委員：一般的な広告物の許可期間が3年以内であるのに対し、今回の特例基準では許可期間が1年以内である。許可申請の際には手数料が発生し、その負担は申請者となるが、許可期間の差によって、今回の特例基準を使う物件の手数料にも差をつけるのか。

事務局：この手数料は、許可に対する手数料ではなく、審査にかかる手数料として設定している。この特例基準を使う物件の審査にあたっては、デザインの個別審査に加え現地確認も想定されることから、審査の手間は一般的な広告物と同等以上と考え、審査の手数料である趣旨をふまえ、許可期間が短い分安価にするような差は設けず、同等に取り扱うように考えている。

委員：今回の特例基準は規制の緩和だが、指定する区域は阪神武庫川駅の東側であり、阪神武庫川駅を挟んだ西側は西宮市の風致地区である。風致地区に近いエリアでの規制緩和は慎重になる必要があるが、何か考慮すべきことはあるか。

また、今回の特例基準は、設置ニーズに応えるため、標準的規制を尼崎市独自規制に改定するというふうにつえられ、これはあるべき姿の一つではあるが、設置ニーズに応える観点で規制内容を検討する場合、おのずと規制緩和の方向となり、あまりに続けてしまうと、尼崎市独自規制は全て緩和の方向となる恐れがある。例えば標準的規制を尼崎市独自規制に改定する場合に、その規制をむしろ強化するような考えも出てきてしかるべきと考える。

事務局：西宮市の風致地区から今回の指定エリアとなる高架の橋脚は川を挟むことからかなりの距離があり、風致地区からは見えない位置関係となっている。今後、エリアを広げていくにあたり、エリアの位置によっては他都市からの見え方の検討が必要と考える。

今回の特例基準は、実際に設置ニーズを受けたことが策定の理由の一つだが、以前から高架全てを禁止物件とするのは厳しすぎるのではないかという考えが担当内であったことから、特例基準策定に至った。

また、今回の特例基準は、エリアの指定も含めて、シャッターが目立つようになった商店街の活性化といった意味合いが大きい。今回指定するエリアは駅の近くの近隣商業地域だが、地域の人口減少などの影響が大きい場所である。高架の持ち主である鉄道会社もなんとか地域の活性化ができないかと力を入れており、行政としても、規制緩和のマイナスの影響よりも活性化等の効果を期待した経緯となる。ただ、設置する広告物のデザインについては規制緩和による景観的なマイナスが無いように検討していく必要があると考えている。

なお、例えば、本市にもいわゆる閑静な住宅街といったエリアがあり、そういったエリアに関しては今後、ニーズの有無に関わらず、市の目指す方向とし

て、強固な規制に改定していくことも必要であるとする。

委員： 広告物のデザインについては、全ての案件でなにかしら審査するようにお願いしたい。

事務局： デザインについて、尼崎市屋外広告物条例第10条に規定された「地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがない」かどうか全ての特例基準を使う物件において個別審査を行う。

委員： 新規申請と更新申請は、審査としては同様の手順となるのか。更新申請の場合、デザインは既に審査済みであることから審査を省いて、その結果として手数料を下げる等の検討はしているか。また、汚れや剥離等が顕著な場合には許可しないとのことだが、改めて設置したい場合には、再度新規の許可申請が必要となるのか。

事務局： 新規申請と更新申請での審査は、通常の広告物の申請と同様となる。具体的には、新規申請の際は広告物の意匠や、構造、寸法等の資料を提出いただき、その内容や現地の周辺状況の確認を行う。更新申請の際は安全上支障がないか、著しく汚れていないか等を点検し、点検結果報告書や広告物の写真等の書類を提出いただき、場合によっては現地確認により、その広告物の状況を確認したうえで許可となる。通常の広告物の申請の際も、新規申請か更新申請かに関わらず審査手数料を変えていないため、今回の特例基準を使う物件も同様に考えている。

また、汚れ等の状況により更新申請ができなかった場合は、設置されている広告物の撤去を求め、再度、同じ内容で設置する場合は新規申請として出し直しとなることから再度個別審査が必要である。

会長： 更新の許可がなされなかった場合に広告物を撤去するのは、広告業者や所有者など誰なのか。また市としてはどういう指導をしていくこととなるか。

事務局： 基本的には、まず広告物の設置者（申請者）に対して指導する。最も懸念されるのは広告物の設置者と連絡が取れなくなり、広告物が放置されることだが、その際には、今回の高架自体は鉄道会社の所有物であるため、鉄道会社に撤去等を指導していく。

会長： 他に質問がないため、これで審議を終了する。

#### (5) 答申

(発言等の要旨)

会長： 答申案について、なにか異議はあるか。

委員全員異議なし

会長： 異議もないようなので、この内容で答申させていただく。

増岡会長から都市戦略推進担当部長へ答申

(6) 報告事項

- ① 本市公共施設におけるスポンサー屋外広告物掲出ガイドラインに係る報告
- ② 尼崎市都市美形成条例改正に係る報告

(7) 分科会閉会

会長から閉会宣言

以 上